

所有権の取得時効 宅建 H16-05-4 《#550》

【問】 正誤をつけよ。

A所有の土地の占有者がAからB、BからCと移った。Cが期間を定めずBから土地を借りて利用していた場合、Cの占有が20年を超えれば、Cは20年の取得時効を主張することができる。

【答え】 誤り

《ポイント》 所有権の取得時効【宅建★基本】

1 20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。
(民法162条1項、2項)

⇒ 土地賃借人として土地を占有してきたとき、所有の意思がない